

令和8年度 安全装置等導入促進助成事業実施要領

令和8年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和8年度 50万円

2. 助成対象機器等

全ト協が認めた次の安全装置とする。(※装置は全ト協ホームページ等で随時更新)

- (1) 後方視野確認支援装置 (※モニター+後方カメラ同時購入に限る)
- (2) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (3) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
※(3)については、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。
- (4) 側方衝突監視警報装置

注：車両総重量7.5t以上の車両に装着した場合に限る。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のものを助成対象とする。

3. 助成額

助成額は、以下のとおりとする。

- (1)～(3)は購入価格の1/2 上限20,000円/1台(全ト協)
 - (4)購入価格の1/2 上限100,000円/1台(全ト協)
- ※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応(※助成額は全ト協に同じ)

4. 助成台数

助成台数は、上記(1)～(3)を合算し1事業者10台までとする。

上記(4)は1事業者1台までとする。

5. 実施期間等

申請受付期間は、令和8年4月1日～令和9年3月3日までとする。

期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

ただし、申請書の提出は事業完了日(購入、取付、支払)から1ヶ月以内もしくは令和9年3月3日のいずれか早い日とする。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

6. 交付要綱

「安全装置等導入促進助成金交付要綱」のとおり

7. その他

- ・申請書に押印は不要。添付書類の装着証明書等には押印が必要。
- ・領収書に「安全装置（バックカメラ）を含む」等の記載があること。

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年4月28日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人徳島県トラック協会（以下「協会」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等（以下「装置」という。）装着の導入に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、全ト協が認めた次に掲げるものとする。

(1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置とは、次の機能を全て有するものに限る。

- ①後退時の後方視野が確保できること。
- ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

(2) 呼気吹込式アルコールインターロック装置

呼気吹込式アルコールインターロック装置は国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

(3) IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器

IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

2 IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所（Gマーク事業所）が導入する場合に限り、助成対象とする。

(4) 側方衝突監視警報装置

注：車両総重量7.5t以上の車両に装着した場合に限る。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のものを助成対象とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

但し、原則として受付順とし、予算額に達した時点で終了する。

2 1事業者への助成台数の上限は、毎年実施要領で定めることとする。

(助成金の請求)

第4条 事業者は、毎年実施要領で定める受付期間中に、様式1の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに協会に対して助成金を請求しなければ

ならない。

(助成金交付)

第5条 協会は、前条の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

改正 第2条(2)、(3)、第3条、第3条の2

平成22年4月26日(適用 平成22年4月1日)

改正 第2条(2)、(3)、第3条、第3条の2、第4条

平成25年3月11日(適用 平成25年4月1日)

改正 第3条

平成26年3月11日(適用 平成26年4月1日)

改正 第3条、第4条

平成28年3月16日(適用 平成28年4月1日)

改正 第2条

平成29年3月24日(適用 平成29年4月1日)

改正 第3条

平成30年3月22日(適用 平成30年4月1日)

改正 第2条

令和6年3月14日(適用 令和6年4月1日)

改正 第2条

令和7年3月12日(適用 令和7年4月1日)

改正 第2条

令和8年3月12日(適用 令和8年4月1日)